

令和元年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和元年5月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和元年5月10日(金) 午後4時3分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 13人

1番 鎌田 布之(会長代理)

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 2人

2番 小原 弘

13番 横田 幸則

5 出席した農地利用最適化推進委員

9人

伊丹 良夫

難波 末雄

林 斉

山上 勲

浅野 信之

小西 安彦

小橋 武史

渡邊 則文

植田 忠晴

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主任 平田 直美

7 議事録署名委員

9番委員

11番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第23号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第24号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第25号 農用地利用集積計画について

報告第17号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第20号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様です。

5月10日になり、とても暑くなってきております。また、農作業もとても忙しくなり、農繁期を迎えております。耕うん、草刈り、除草剤、代かきなどで忙しいのではなかろうかと思っております。皆様方も体には、十分に留意していただければと思っております。

それでは、ただ今より令和元年第5回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員13人、欠席者は、2番委員、13番委員であります。また、農地利用最適化推進委員の方には、9人の方へ出席をしていただいています。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、9番委員、11番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いいたします。

【議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦勞様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第20号、農地法第3条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

(農地担当)

最初に審議の順番の変更をいたします。

3ページの1番から3番の件につきましては、受け人が市外の方であることから、総会へ出席していただくようお願いしています。よって、これらを最初に審議したいと思います。

なお、この件につきましては、審議の進め方を受け人の方が入室する前に地元委員から状況について説明をいただきます。その後、受け人の方へ入室していただき、私から基本的なことの質問を

いたしますので、その後、各委員から質問等をお願いいたします。質問が終了しましたら、受け人へ退出していただきます。その後、通常の審議に入ります。

よろしく願いをいたします。

【受付番号1番, 2番, 3番】

(農地担当)

それでは、3ページ、1番、2番、3番の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

申請地の3筆は、下原地内にありまして、土地改良事業を行った中央付近になります。申請地は東西に繋がった農地になります。現在まで、水稻を栽培されておりまして、今回の申請人も水稻栽培、品種改良の研究を行うということではありますが、今までと何ら変わりがないということだと思います。従って、地域との水利の関係、農薬等の使用について従前から変わらなければ、特に問題はないと考えます。

以上でございます。

(農地担当)

地元の農地利用最適化推進委員の小西委員からお願いをいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりであります。

補足することはありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

事務局から、お願いをいたします。

(主査)

3件の耕作面積を確認していただければと思います。

面積がゼロになっています。3件の耕作面積を合計しても別段面積に達していません。

今回の申請は、農地法の不許可の例外といたしまして、農地法施行令第2条第1項第1号イに、権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められることとあります。

今回の申請は、受け人の目的が優良品種の開発のためということですので、これに該当し不許可の例外に該当するものと判断をしています。

(農地担当)

それでは、申請人へ入室をしていただきます。

をしていきます。耕うんと水の管理は総社市の●●●●●さんへ業務委託する予定であります。

次に、なぜ下原地区で申請をするかについてであります。農業機械を販売している方から、下原地区で大規模に農業をされており、地域に精通している方が居られるということ。また、下原地区が、私どもの会社から近いということで、今回の申請になりました。

先ほど申しあげました●●さんは、下原地区で大規模に稲作をされている方でありまして、今回、申請した農地の回りでも稲作をされております。周辺のこと熟知されておりまして、今後、何かあれば●●さんへ相談をして対応をしていきたいと考えております。

(農地担当)

今後の農地の利用計画、タイムスケジュールも含めて、教えていただければと思います。

(申請人)

6月中旬に田植えを行う予定です。収穫は10月、11月頃を予定であります。翌年も耕作の期間は同じタイムスケジュールで行っていく予定であります。

(農地担当)

ありがとうございます。

委員の皆様方から、質問等をいただければと思います。

(渡邊委員)

新品種の開発ということではありますが、下原地区においても水稲関係、品質的なものなど色々あるかと思えます。新種の開発において、混種について心配をしています。これについては、どのような対策を考えていますか。

(申請人)

周辺への混種につきましては、出穂の時期がかぶらないようにと考えております。

(渡邊委員)

下原地区は、中生、晩生の関係で出穂が8月の終わりから9月10日ぐらいだと思います。

その関係において、出穂時期を遅らせたり、早めたりの混種対策はありますか。

(申請人)

完全に重ならないようにするのは難しいのですが、できるだけ早めの方にできればと考えています。

(渡邊委員)

混種の関係で、周辺の方へ迷惑がないようお願いをいたします。

(申請人)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(4番委員)

申請されている農地は、すべて稲を植える予定ですか。

(申請人)

水稻の予定です。

(4番委員)

どのような品種なのですか。

新しく開発した品種ですか。

(申請人)

新しく開発した品種もありますし、これまでの品種も予定しています。

(4番委員)

既存の品種と新しい品種ですか。

(申請人)

そうです。

(4番委員)

将来的には、今回の面積より広がる計画がありますか。

(申請人)

現在のところ、広がるような計画はありません。

(4番委員)

今回の申請は、建物を建てるのではなく、通常の田として試験をするという考えでいいのですか。

(申請人)

そのようになります。

(4番委員)

●●●●は、稲だけをしているのですか。

(申請人)

私たちのグループでは稲を行っています。

トマトやイチゴなど他の作物もを行っています。

(4番委員)

将来的には、稲以外にもトマトやイチゴなども試験的にするのですか。

(申請人)

将来的には、稲以外も行っていきたいと思います。

今回、申請している農地は、水稻になります。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(林齊委員)

使用貸借期間は、どれくらいを予定していますか。

(申請人)

今回の申請では、3年を予定しています。

(林齊委員)

その後の更新もありますか。

(申請人)

はい。

(小西委員)

採種もするのですか。

(申請人)

はい。

開発において種が必要なので、その種を手作業で集めていく作業になります。

この種を売ったりすることはありません。

(小西委員)

●●●●●の西詰に●●●●●がありますが、昨年、その下側の水田で試験田をされていましたが、今年もされるのですか。

(申請人)

今年はいりません。

昨年まで、私どもは、そこで水稻を作付けしている●●さんから、さまざまなデータを採取させていただいておりました。

(小西委員)

分かりました。

(4番委員)

今回の品種が、食味、味が良いということになった場合、種を分けてもらいたいとなった場合はどのようになりますか。

(申請人)

現時点では、どのように供給していくか決まっています。

品種として、登録されれば体制を整えていきたいと考えています。

(8番委員)

新種研究であります。水などの管理は●●さんがするという説明でありましたが、申請人の方は、どのような作業をされるのですか。

(申請人)

田植え、収穫、その間の農薬散布などは、私たちが行います。

水の管理などについては、地域の慣習等がありますので、●●さんへお願いをする予定であります。

(8番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、質問がなければ通常の審議に入りたいと思います。

申請人の方は、これで退席をしていただきます。

本日は、大変ご苦労様でした。

(申請人)

ありがとうございました。

~~~~~ 【申請人 退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、この件につきまして、申請人からお話を聞きましたが、地元委員からありましたらお願いをいたします。

(8番委員)

昨年、申請人の方は、●●●●●さんから栽培についてのデータの採取をしておりました。

今回の申請は、申請人が作付等を直接行うということですので、特に問題ないと思います。

(農地担当)

他にありませんか。

(3番委員)

渡邊委員から説明があったのですが、混種の話なのですが、この地区で粳を採取する方はいないのでしょうか。

(8番委員)

そうですね。

(渡邊委員)

農家の方で、自家採取、種を購入するのではなく、自家採取したものを撒くという方はおられるのでしょうか。

(8番委員)

私が知る限りでは、ありません。

(3番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

1 番から 3 番までの案件につきまして、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号 4 番】

(農地担当)

次に、2 ページ、4 番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1 2 番委員)

この申請地は、受け人の自宅前になります。北側が道、東側が畑と作業場、西側が山林、南側が畑であります。受け人の方は、きちんと営農もされており、地元としては問題ないものと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元の推進委員であります、小橋委員から報告をお願いいたします。

(小橋委員)

1 2 番委員の報告のとおりであります。

福谷地区は、先祖が山を開墾して田畑にしています。ところが、現在は大部分が山林化しているような状況であります。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

4 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号5番】

(農地担当)

続きまして、5番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきまして、4月23日に浅野推進委員と現地の確認を行いました。

以前、今回の申請人が大規模に農地を取得された残り1枚の田になります。入口の部分になります。この土地が相続できていなかったということでもあります。

地元としては、何ら問題ありません。

現在、耕作していないことから、雑草が茂っている状態です。

以上でありますので、ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、地元委員であります浅野委員から報告をお願いいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおり、地元として何ら問題はございません。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

(農地担当)

続きまして、6番の総社の件につきまして、地元委員として説明をいたします。

(3番委員)

この件であります、申請地は、総社小学校から●●●●を通過して北に上がる道、●●●●の南東、住宅地よりも水田が広がっているエリアであります。

農業も積極的にされており、特に問題はないと山上委員から報告を受けております。

(山上委員)

申請人は、●●●●の中で、一番の米作り農家であります。

渡し人と受け人は仲が良く、渡し人の農業を受け人が手伝っていました。

今回、渡し人の農機具の調子が悪いということで、受け人へ売るといった話になったそうです。

4月25日に二人に会って、契約が出来ていることも確認いたしました。

受け人につきましては、積極的に米作りをしており、地元としても何ら問題ありません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6番は許可されました。

以上で、議案第20号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして、議案第21号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号1番】

【議案第22号 受付番号3番】

(農地担当)

それでは、5ページ、1番、久代の案件であります。これは、7ページの議案第22号の3番と関連がありますので、一括審議といたします。

また、この案件は9番委員が利害関係人になります。よって、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退室をお願いいたします。

~~~~~ 9番委員【退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、5ページの1番、7ページの3番につきまして、現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

現地調査であります。5月7日に、会長、4番委員、山上推進委員、浅野推進委員と私と事務局とで現地調査を行いました。

久代の2件であります。申請地は管理されている畑でありました。

周辺の状況であります。5ページの1番につきましては、東が道、西が畑、南も畑。北側が第5条の申請地で畑であります。また、7ページの3番であります。東が墓地、西が畑、南が4条の申請地で現状は畑、北は道を挟んで堤であります。周辺への影響はないものと考えております。

以上です。

(農地担当)

地元委員からの報告であります。13番委員へ調査をお願いしていましたが、本日、総会を欠席されていますので事務局からお願いいたします。

(主査)

2件の申請につきましては、13番委員へ調査をお願いしていましたが、本日、13番委員は欠席されております。13番委員からは、2件とも農地転用することによる周辺農地への影響はないという報告をいただいております。

(農地担当)

地元の推進委員であります。浅野委員からお願いをいたします。

(浅野委員)

現地の状況であります。現地調査の報告のとおりであります。

申請地からの排水は自然排水であります。日照・通風、土砂の流出についても問題ありません。総合判断といたしまして、問題はないものと思われま。

次に、3番についてですが、これにつきましても農地転用することによる周辺農地への影響は問

題ないものと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

2件とも、農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5ページ1番、7ページ3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

入室をお願いいたします。

~~~~~ 9番委員【入室】 ~~~~~

【受付番号2番】

(農地担当)

続きまして、2番、西阿曽の件につきまして現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

西阿曽の件であります。申請地は既設の建物があり、ほぼ宅地の真ん中部分になります。

周辺の状況であります。東西南北が宅地に囲まれています。このようなことから、問題はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地につきましては、現地調査の報告のとおりであります。建物が既に建っているのですが、当時、農地転用の手続きができていないことが分かりまして、今回の申請になったものであります。

周辺は、住宅が連なっており、周辺の営農には何ら問題ありません。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にありましたように、農地法の手続きをせずに建物を建てていたということで、今回、始末書も提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、2番は許可されました。

【受付番号3番】

(農地担当)



続きまして、3番、日羽の件につきまして現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

申請地は3筆ありますが、既存宅地、宅地への通路、若しくは石垣でありました。

周辺の状況といたしましては、3筆とも道路及び宅地、駐車場、道などに囲まれています。このようなことから、周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

現地調査の報告のとおり、3筆とも小さな農地です。農地転用することによる周辺への影響はありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

地元の推進委員であります、植田委員からお願いをいたします。

(植田委員)

この件につきましては、現地調査等の報告のとおりであります。

申請人の方が、相続された母屋を古民家として販売を考えていたところ、屋敷の一部とっていた所が、農地として残っていたということで、今回の申請になったものであります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、用水、排水につきましては、農地が隣接していないので問題ありません。日照・通風につきましても、新たに工作物を設置することではないので問題ありません。土砂の流出につきましても石垣をされているので問題ありません。

以上、問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、住宅敷地の一部として利用されておりました。今回、始末書の提出がされております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

これらの件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、3番は許可されました。

### 【議案第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第22号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

### 【受付番号1番】

(農地担当)

それでは、1番、門田の件につきまして現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

現地調査の報告と地元委員としての報告をさせていただきます。

申請地は、保全管理がされている水田であります。

周辺の状況といたしましては、東側が田であります但畑、西側が道を挟んで宅地、南側が田であります但畑、北側が道を挟んで宅地であります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、特に問題はないと思われま

す。続いて、地元委員として報告をさせていただきます。

申請地は、●●●●●●●●●●の西側にある農地になります。以前、隣接した農地が宅地として許可されております。その時に合併浄化槽の処理水が周辺の田へ入らないようにということで、

別水路にしてもらいたいということで地元からの意見がありました。今回の申請につきましても同じように計画がされております。周辺で耕作されている方も問題ないという話になっております。

排水、日照・通風等につきましても問題ないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(8番委員)

申請地の真ん中に、公衆用道路として個人名義があるのですが、これは今回の宅地部分に入ってくるのですか。これについては、問題がないということでしょうか。

(農地担当)

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

ご質問の土地ですが、以前に用途廃止がされ、払い下げがされております。地目が公衆用道路になっていますが、現地も周辺と同じような状況になっております。また、名義につきましても渡し人の名義になっております。

(8番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当)

続きまして、2番の金井戸につきまして、現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

申請地は、管理されている田でありました。周辺の状況といたしましては、東が宅地、西も宅地、南が道路、北が水路を挟んで水田であります。

農地転用した場合の周辺への影響はないものと考えられます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

添付の図面を見ていただければと思います。

東側が宅地になっております。西側が進入路及び宅地になっております。南側が進入路側から言う道路及び溝ということになっています。北側は排水路、農道及び水田があります。

現地は、4月19日に農地利用最適化推進委員の林委員が現地を調査され、その後、私も現地調査をいたしております。農地転用することによる周辺農地への用排水ではありますが、問題ありません。また、申請地からの雨水排水につきましても申請地の南側の側溝に流す計画になっております。日照・通風につきましては、問題ありません。土砂の流出等につきましてもコンクリート擁壁を設置することにより問題はありません。

総合判断といたしましては、ここ数年この周辺は数件の住宅が建設されており、今回が最後の区画になります。このようなことから、地元としては、何ら問題はありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、農地利用最適化推進委員の林委員からお願いいたします。

(林委員)

11番委員の報告のとおり問題はありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘク

タール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

これらの件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、2番は許可されました。

#### 【受付番号4番】

(農地担当)

続きまして、4番、井手の件につきまして現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

申請地は、管理されている田でありました。

周辺の状況といたしまして、東側が田、西側は麦が作付けされていまして。南側が道路、北側が田、草が生えている状況でありました。

続けて地元委員の説明をさせていただきます。

この農地ですが、後ろの地図を見ていただければと思います。

●●●●●●●●の北側の農地になります。

難波推進委員からは、特に問題ないとの報告を受けております。

(農地担当)

それでは、地元の難波推進委員から報告をお願いいたします。

(難波委員)

申請地は、3番委員の報告のとおりであります。

申請地は長年、休耕地で草が生えております。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、周辺農地の用水は別水路なので問題ありません。日照・通風についても問題ありません。申請地からの雨水排水は柵を設置、生活雑排水は合併浄化槽を設置して南側側溝へ放流する計画であります。また、土砂の流出についても、擁壁を設置して隣接地へ流出しないようにしています。

総合判断として、農地転用することにより周辺農地への問題はないものと思います。

審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4番は許可されました。

#### 【受付番号5番】

(農地担当)

続きまして、5番、宿の件につきまして現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

申請地は、草刈がされ管理されておりました。

周辺の状況であります。東が宅地、西側が田、南側は地目が田ですが、使用されていないガラ

ス温室，北が道であります。

周辺への影響ですが，周辺も宅地化されておまして，影響はないものと思われました。

以上です。

(農地担当)

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

周辺は，3番委員の報告のとおりであります。

今回の渡し人のうちの一人は，現在，県外に住まわれていまして，元々は地元の方なのですが，申請地のすぐ近くに実家があるのですが，現在，空き家になっております。相続人は地元にはどなたも居られないということで，地元にある土地を処分したいということでもあります。

今回の申請地につきましては，用水につきましては，関係している田は，西側にある田のみになりますが，特に問題はありません。申請地からの排水につきましては，雨水は宅地内の桝に集めて，北側道路の北側に側溝があります。そこに排水する計画であります。生活排水は北側道路に下水道管が入っていますので，それに接続する計画になっています。日照・通風につきましては，通常の住宅を建てるということで，問題ないと思われまます。土砂の流出につきましてもブロックで流出を防ぐようになっております。

地元といたしましても，農地転用することによる周辺農地への影響は，何ら問題ないと思いまますので，ご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは，事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，甲種農地，第1種農地，第2種農地，第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから，第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

では，この件につきまして何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで，諮問はいたしません。

それでは，採決いたします。

5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

(農地担当)

続きまして、6番、真壁の件につきまして現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

真壁のこの農地であります。管理されている水田でありました。周辺の状況であります。東が田、西が宅地、南も田、北が道路であります。

転用した場合の周辺農地への影響ですが、市街化へ隣接しており影響はないものと考えられます。以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は、中央と真壁の境になります。北側の一部分が市街化を含んでいます。

現況は、東が田、西が宅地、南が田、北側が水路を挟んで道であります。

周辺への営農状況であります。用水は支障ありません。申請地からの排水は、生活排水は公共下水道へ接続、雨水は雨水枿を設けて既存水路へ、日照・通風につきましては、問題はありません。土砂の流出については、コンクリートブロック擁壁を設置し土砂が流出しないようにしています。

総合判断として、問題はありません。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設があるということで、第3種農地と判断をしています。

なお、同時に届出も提出されております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)



農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6番は許可されました。

#### 【受付番号7番】

(農地担当)

続きまして、7番、新本の件につきまして、現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

新本の農地ではありますが、宅地の敷地内にある状況であります。

周辺の状況ですが、東側が宅地、西が畑、南が道路、宅地、北も宅地であります。住宅地の一画であります。農地転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

今回、測量をした結果、畑部分に家のはみ出している状態が分かったものであります。

周辺の状況ですが、東が母屋、西側が畑、南側が道路を挟んで畑、北側が一段高い畑になっておりまして、用水は畑であることから問題ありません。排水は自然排水で問題ありません。日照・通風につきましても問題ありません。土砂の流出も問題ありません。

総合判断といたしまして、周辺農地への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

渡邊農地利用最適化推進委員から報告をお願いいたします。

(渡邊委員)

1番委員の報告のとおりであります。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

この件につきましては、住宅の敷地の一部が畑に入っているということで、始末書が提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、7番は許可されました。

#### 【受付番号8番】

(農地担当)

続きまして、8番、宿の件について現地調査の報告をいたします。

(3番委員)

宿の農地であります。現状は排水路、宅地に挟まれた排水路といった状況であります。

このようなことから、農地転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われま

す。以上であります。

(農地担当)

次に地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

現状は、3番委員の報告のとおりであります。

申請地は、現在は宅地になっているのですが、農地であったころは、申請地よりも南側が高くなつた田でありまして、用排水として使っていた一部であろうと思います。そこをU字溝のブロックを設置して、排水ができるような状態で作っておられました。それを今回、南に住まわれる方が、そのまま自分の所の雨水等の排水路として使用したいということでの申請であります。

周辺に対して問題は全くないと思われまますので、よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(林齊委員)

基本的なことを教えてください。

●●●●番●と●番は同一地番だと思うのですが、同一地番の案件で50戸連たんでいくと、通常ですと1戸しかできません。

排水路だから関係ないのでしょうか。

(主査)

●●●●番●の排水路の件ですが、これは開発要件に該当しません。

●●●●番●ですが、●●●●番●と●●●●番●の間に●●●●番●、●●●●番●があつて、都市計画法で2メートル以上離れているので、仮にどちらも開発案件であつたとしても一体開発にならないということになります。

(林齊委員)

分かりました。

(農地担当)

他に、質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

#### 【受付番号9番】

(農地担当)

続きまして、9番、門田の件について現地調査及び地元委員の報告をいたします。

(3番委員)

現地調査ですが、申請地は水田でございました。耕作されている状況であります。

周辺の状況といたしましては、東が田、西が道路及び宅地、南が道路、北側は田であります。

農地転用した場合の周辺農地への影響は、隣接している農地は貸し人の農地でもあり、被害防除計画等でも問題ないものと思われまます。

申請地は、大きい水田の一面に住宅を建てるという案件であります。この農地が共有名義になっていますが、共有者の一人の子になります。申請人も家族ぐるみで耕作をされております。

地元といたしましては、周辺が開発されている地区でもあることから問題はございません。

以上でありますので、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、9番は許可されました。

以上で、議案第22号の審議はすべて終了いたしました。

ここで、約5分間休憩といたします。

### **【午後3時9分から午後3時14分まで休憩】**

### **【議案第23号 農地転用事業計画変更承認申請について】**

(農地担当)

休憩前に続き、会議を開きます。

次に議案第23号、農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第23号 農地転用事業計画変更承認申請について朗読】**

### **【受付番号1番】**

(農地担当)

11ページ、1番、久米の案件であります、変更部分が建物の計画変更になります。

地元になります4番委員と伊丹農地利用最適化推進委員から、それぞれの報告をお願いいたします。

(4番委員)

この件は、以前に許可をしていたものであります。

変更部分は、建物の軽微な変更ということでありました。

特に問題はないものと思われれます。

(農地担当)

伊丹委員お願いをいたします。

(伊丹委員)

4番委員の報告のとおりであります。

私も現地を確認しましたが、造成工事は4月中に完成しておりました。

建物面積が少し変わるというもので、問題はありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

1番を承認することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、1番は承認されました。

#### 【受付番号2番，3番】

(農地担当)

続きまして、2番の久代、3番の清音古地の件であります。これらにつきましては、農地転用期間の変更ということでもあります。よって、地元委員への調査は行っておりません。

(主査)

2番の久代の案件であります。現在、農地改良中ではありますが、農地改良を請け負った業者が、昨年の豪雨災害の復旧工事も請け負っていること等から、工期が遅れるものであります。

当初の工事期間が、平成31年4月1日から平成31年6月1日でしたが、変更後は、令和元年8月31日までに変更しようとするものです。

次に3番、清音古地の件であります。昨年の5月総会で審議したものであります。

現在、造成中ではありますが、施工業者が他の工事等の都合により行程が遅れているため工期を変更するものであります。

当初の工事期間は、平成30年7月1日から平成31年5月31日でしたが、変更後は、令和2年5月31日までに変更しようとするものです。

なお、2番、3番につきましては、工期以外の変更はありません。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

2番、3番を承認することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは承認されました。

以上で、議案第23号の審議はすべて終了いたしました。

### 【議案第24号 総社市所有公共用財産の用途廃止に伴う意見について】

(農地担当)

次に議案第24号、総社市所有公共用財産の用途廃止に伴う意見について議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第24号 総社市所有公共用財産の用途廃止に伴う意見について朗読】

### 【受付番号1番】

(農地担当)

それでは、1番、八代の件につきまして、8番委員と小西委員へ現地の確認をしていただいております。

それでは、8番委員お願いをいたします。

(8番委員)

添付の地図を見ていただければと思います。

薄く黒く塗られた部分が道路になっております。黒い太線で囲まれた部分が用途廃止して払い下げをする予定になっております。

その両側の●●●番●，●●●番●ですが、これも含めて、現在は、●●●さん名義になっていますが、この方からいうと祖父にあたる人が、昭和45年ごろに、当時、田であったのですが、真ん中部分を道路にしたということでもあります。その道路を、なぜ、今、この太線で囲まれた部分を払い下げするのかということになるのですが、実際には、太線で囲まれた部分まで建物が建っています。このようなことであれば、道路が狭くなるのではないかと思われるかも知れませんが、現実

には、その東側の●●●番●の土地が南の道路まで続いているのですが、これについては、この境界よりも東に寄って道路が出来ている。実際には、分筆線が入っていますが、実際の道路は全体的に東に寄って作られているということで、今回の部分を払い下げても、実際の道路は変わりません。●●●番●の部分が民地になっていますが、これを一部、分筆して道路にすると、寄付するということにしますので、この処理をすることにより、地図と現地が一致するということになります。現実的には、払い下げといっても、実際には宅地の一部分、●●●番●と一体として使用されている土地ということ、この土地に接する農地もありません。また、現地が変わることもありませんので、支障はないものと考えます。

以上です。

(農地担当)

小西委員から、補足がありましたらお願いをいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりであります。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、1番の件について、農業委員会として用途廃止をしても営農上支障はないということで回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、農業委員会として、営農上支障はないということで回答します。

## 【議案第25号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

続きまして、議案第25号、農用地利用集積計画について議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第25号 農用地利用集積計画について朗読】



(農地担当)

今回の農用地利用集積計画を決定するにあたり、農業委員会等に関する法律により利害関係人になります、渡邊委員、退室をお願いいたします。

~~~~~ 渡邊委員【退室】 ~~~~~

(農地担当)

事務局から、補足説明をお願いいたします。

(主査)

今回の内容は、農地中間管理機構、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団へ権利の設定をしようとするものであります。最終的には、岡山県が農用地利用配分計画を認可し、公告することにより担い手へ権利の設定がされます。

(農地担当)

農用地利用集積計画について、目を通していただければと思います。

(農地担当)

農用地利用集積計画について、質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第25号の農用地利用集積計画につきましては、議案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、農用地利用集積計画は決定されました。

(農地担当)

それでは、入室をお願いいたします。

~~~~~ 渡邊委員【入室】 ~~~~~

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

**【報告第17号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

報告第17号，農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について，事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第17号 報告書について朗読】**

**【報告第18号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に，報告第18号，農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第18号 報告書について朗読】**

**【報告第19号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に，報告第19号，農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第19号 報告書について朗読】**

**【報告第20号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に，報告第20号，農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説

明をお願いします。

(主査)

【報告第20号 報告書について朗読】

### 【報告事項】

(農地担当)

31ページ、32ページは、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が6件、第4条関係が3件、第5条関係が9件でありました。また、農地転用事業計画変更承認申請について、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、農用地利用集積計画について、それぞれ承認いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

### 【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

私から、委員の皆様へ報告いたします。

お手元にお配りいたしております「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」をご覧いただければと思います。

以前、活動計画等を作成するにあたり、意見等があれば運営委員会委員へ意見等をお願いしておりましたが、委員の皆様から意見等はありませんでした。

活動計画等を作成するにあたり、4月25日に運営委員会を開催し、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を運営委員会で作成しましたことを報告いたします。

それでは、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を事務局から説明をお願いします。

(主任)

**【平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明】**

(会長)

ただ今の事務局から説明に対しまして、質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、お諮りいたします。

「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」報告のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認め、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は決定いたしました。

次に、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局から説明をお願いします。

(主任)

**【平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明】**

(会長)

ただ今の事務局から説明に対しまして、質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

お諮りいたします。

「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」報告のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認め、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、決定いたしました。

なお、決定されました、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、ホームページへ掲載することを併せて報告をいたします。

以上で、活動計画等については、終了いたします。

(会長)

他に委員の方から、ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

#### 【事務連絡】

(主任)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様でした。

地区によっては、田植えが終わった所もあろうかと思えます。

大半の所が、これから農作業が忙しくなるのではなかろうかと思えます。

お体には十分に気を付けていただき、農作業に励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦勞様でした。

**閉会 午後4時3分**